

INSTRUCTIONS FOR ALIENS OF JAPANESE NATIONALITY  
LEAVING RELOCATION CENTERS

外部へ轉住する一世の遵守すべき注意事項

市民に非らざる然るの日本人は他の敵國外人と同等の待遇を享くるものなり  
轉住所出所後は他の敵國外人と同様合衆國內を自由に旅行し得るものなり  
一 勿論合衆國檢事の許可證を要し又檢事の指令に従ふべきものとす

尤記事項は諸君に對する報導及び一般參考手引きあり 熟讀の上疑念の  
ある節は最寄りの合衆國檢事に問合はされ度し 檢事は快く協力し説明  
の勞をとるべし

一 各自は常に身分證明書(外人登録書)を携帯すべし

警察官又は係りの政府の官吏に該證明書の提示を求められたる時は快く  
之に應ずべし紛失せる場合は直ちに附近の合衆國檢事に其の旨を通知  
すべし

二 法規上の姓名のみを使用すべし他の姓名使用の場合には使用前に合衆國  
檢事に許可證の請願をなすべし

- 三 若し姓名住所又は職業を變更せる場合は直ちにペンシルベニヤ州費府の移民歸化局外人登録課並にF. B. I. に變更の旨を通知すべし 各自の『身分證明書』に各自の通告すべき地方のF. B. I. の所在地は記載しあり
- 四 大統領令に據り禁じられたるレデオ發受信機、短波レデオ受信機、寫眞器、統番及び其の他の禁制品の所有保管、支配又は使用許されず
- 五 各自居留區域(市町村)外への旅行は許可證を必要とし旅行七日前に最寄の合衆國檢事局へ出頭し許可證の請願をなすべし 出頭不可能の場合はその理由を陳述し請願書を提出すべし 緊急の場合に限り七日以前に許可證の下附あるべし 合衆國檢事は出發及び歸還の時、旅行の目的、訪問地各記述の請願書を要求すべし 自己の居住地外にある場合は常に該旅行許可證を携帯すべし
- 六 縱ての飛行機又は空中機による旅行と公衆に開放される又は接近を許されるすべての公道、水路、空路、鐵路、地下道、公供施設(發電所

水源(電信電報類)又は建築材料へ立入り或は立寄りは許可されず

七 旅事総長の指定により敵國外人に對し禁止されたる地域に立入り或は居留すべからず

ハ 商用にて数回の往復を要する場合は総べてのかる旅行又は往復に對し單一の許可證を請願し得るものとす 然して商用の性質往復回数往復の地名を記述しかる商用旅行の許可を請願すべし 許可されたる場合は合衆國檢事はかかる旅行の許可されたる旨を「身分證明書」に記入すべし

九 外國旅行に關する取締法に據らずして合衆國より出國する事を得ず外國旅行取締法に關しては華府外務省に照會されたい

### 「<sup>コ</sup> 記憶すべき事」

敵國外人の行動に關する布告令並に規定を遵守することに依り他の敵國外人と同様に行動の自由、利権及び特權の行使を附與される